

令和元年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

令和元年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

令和元年12月3日（火） 滝川市役所10階議会議場

午前 9時55分 開 会

午前10時47分 閉 会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 水道料金等調査特別委員会委員長による調査事項報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 平成30年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第6 報告第2号 定期監査報告について
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 議案第1号 中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第2号 中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算

○出席議員 13名

1番 堀 重 雄 君	2番 木 下 八重子 君	3番 寄 谷 猛 男 君
4番 柴 田 文 男 君	5番 水 口 典 一 君	6番 水 島 美喜子 君
7番 小 黒 弘 君	8番 中 道 博 武 君	9番 佐々木 政 幸 君
10番 川 野 敏 夫 君	11番 山 川 裕 正 君	12番 森 岡 新 二 君
13番 大 矢 雅 史 君		

○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前 田 康 吉 君	副企業長	善 岡 雅 文 君
	副企業長	村 上 隆 興 君	副企業長	三 本 英 司 君
	参 与	千 田 史 朗 君	監査委員	宮 崎 英 彰 君
	監査委員	中 野 浩 二 君	企業局長	加 藤 孝 昭 君
	監査事務局長	杉 原 慶 紀 君	営業課長	横 山 浩 文 君
	営業課主幹	江 末 孝 之 君	工務課長	児 玉 利 数 君
	工務課主幹	吉 尾 一 彦 君	滝川営業所長	加 地 幸 治 君
	砂川営業所長	岩 崎 賢 一 君	歌志内営業所長	山 田 元 君
	奈井江営業所長	大 津 一 由 君	工務課副主幹	種 田 佳 宏 君
	営業課主査	高 草 木 敦 君	営業課主査	萬 達 哉 君
	工務課主査	早 坂 彰 彦 君	工務課主査	佐 藤 純 平 君
	営業課主任級主事	松 本 憲 英 君		

○会議事務従事者 議会事務局長 山 崎 仁 嗣 君
事務局書記 伊 藤 雄 樹 君

◎開会・会議宣言		開会時間午前 9時55分
○議	長	おはようございます。時間が多少早いのですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。 ただいまより、令和元年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議	長	日程第1 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において2番木下議員、12番森岡議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。 これにご異議ありませんでしょうか。
○議	長	(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。
○議	長	日程第3 「水道料金等調査特別委員会委員長による調査事項報告」を議題といたします。
○議	長	先に調査事項報告を職員から朗読させます。 (山崎議会事務局長挙手)
○議	長	事務局長
○議	会事務局長	水道料金等調査特別委員会委員長から議長あて調査事項報告。 本委員会において調査した事項について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。 1 調査事項 水道料金の改定に関する調査について 2 調査の経過 令和元年7月4日、8月1日及び10月18日の3日間委員会を開催し、慎重な調査を行った。 3 調査の結果 (1) 調査にあたっては、3市1町の住民代表、学識経験者、公募委員の計14名による中空知広域水道企業団水道料金審議会の審議結果である中空知広域水道企業団水道事業水道料金に関する事項の審議答申を尊重し、水道事業の経営状況等、水道料金審議会の審議答申内容、水道料金見直し

	<p>案に係る意見公募と住民説明会の結果について、所管の説明を求め、質疑又は意見開陳をし、慎重に調査を行った結果、調査事項に関する調査を終了した。</p> <p>(2) 本委員会は、水道料金の改定に関し調査を行うことを目的として設置されたが、一定の調査を終えたことから本委員会の任は終了するものとする決定した。</p> <p>以上です。</p>
○議 長	<p>次に委員長の補足説明を求めます。</p> <p>(議長の声あり)</p>
○議 長	<p>柴田委員長。</p>
○柴田委員長	<p>それでは補足説明を行います。ただいま事務局において朗読された内容のとおりではありますが、調査の経過について若干補足説明をいたします。</p> <p>本特別委員会は、令和元年6月3日招集の第1回臨時会において議員提案により設置され、7月4日、8月1日、10月18日の延べ3回委員会を開催いたしました。</p> <p>この間、委員会には所管説明員の出席をいただき、第1回では水道事業の概要や現在の料金、事業の課題や経営改善の取組について、第2回では水道料金審議会における個別の課題ごとの審議内容及び答申内容について、第3回では8月30日から9月30日まで実施した水道料金見直し案に対する意見公募と企業団の考え方、また、9月に各構成市町で開催された住民説明会の結果についての説明を受け、これを元に質疑を行うとともに委員間において意見を交換し、真摯な調査を実施してきたところであります。</p> <p>委員からは、経営改善のための具体的な取組内容や施設・管路の独自の更新基準の設定根拠、現在の料金体系の妥当性、将来的な水道料金の値上げの見込み、料金改定に関する住民周知の方法、料金改定に対する住民の反応についてなど多くの質疑がありました。また、今後さらに減少が加速化することが予想される給水人口とそれに伴う料金収入の減少の中にあって、一層の経営努力を重ね、将来の水道料金の値上げ率を最大限圧縮するための方策について質疑があったところであります。</p> <p>そのほか、各委員からの質疑等に対し、所管から適切な説明・答弁をいただき、本委員会としては水道料金見直し案に係る理解を十分に深めたところであり、10月18日、第3回委員会において調査を終了したところであります。</p> <p>本委員会は、水道料金の改定に関し調査を行うことを目的として設置されましたが、一定の調査を終えたことから設置目的が果たされたとの認識に立ち、本委員会における調査を終了したいとするものであります。</p> <p>最後に、本委員会の調査にあたりまして積極的に調査をいただいた委員各位に心から敬意を表しますとともに、詳細な資料による説明と明快なご説明、ご答弁をいただいた説明員の皆様に心より厚くお礼申し上げ、補足の説明とさせていただきます。</p>
○議 長	<p>朗読及び補足説明が終わりました。</p>

		<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>
○議	長	<p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>「水道料金等調査特別委員会委員長による調査事項報告」については、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第4 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企	業 長	<p>おはようございます。本日、令和元年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。</p> <p>議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思っておりますが、3点につきまして口頭でご報告させていただきます。</p> <p>初めに、水道料金・下水道使用料の賦課誤りについてでございます。</p> <p>滝川市内の2階建ての1棟2戸の賃貸住宅において、料金等の1階と2階の賦課を逆に行っていたため、各戸の歴代の居住者に料金等の支払の過不足が生じていたことが本年3月に判明いたしました。</p> <p>原因としては、料金システムの賦課徴収データの水栓所在地が逆に入力されていたことによるものです。</p> <p>料金等の過不足による対象世帯と影響額は、還付する料金等は6世帯、総額8万2千8,045円、改めて賦課する料金等は3世帯、総額3万6千6,744円であり、それぞれの利用者の影響を差引きで考えると、6世帯に計4万6千1,301円を還付することとなりました。</p> <p>対象者への対応につきましては、おわびとご説明をさせていただき、本年4月には対象者への還付と賦課納入について完了しております。</p> <p>今後は、蛇口確認などによる現地のチェックを終えた書類と料金システムでの入力を終えた書類について入力誤りがないことなどのチェックを複数人で行うことにより再発防止に万全を期してまいります。</p> <p>2点目は、水道水の供給状況でございます。</p> <p>平成31年2月分から令和元年10月分までの有収水量につきましては、4万4千48,703立方メートルとなり、平成30年における同期間の有収水量と比較いたしますと98.82パーセントとなっております。</p> <p>3点目は、水道料金の改定についてでございます。</p> <p>前定例会において報告しましたとおり、去る1月15日に「適正な水道料金の</p>

		<p>あり方」について諮問をいたしました中空知広域水道企業団水道料金審議会につきましては、計5回にわたる審議を積み重ね、6月18日に企業長に対して答申がなされたところです。</p> <p>この答申を受け、9月1日号の構成市町の各広報紙においては、当企業団の「水道料金の見直し案」について周知させていただき、各市町の公共施設などでパブリックコメント、意見の募集を実施させていただくとともに、構成市町の主催という形で説明会等を開催させていただきました。</p> <p>パブリックコメント及び説明会の結果については、行政報告に記載させていただいたところですが、これに先立つ6月3日の臨時会においては、議会において水道料金等調査特別委員会を設置いただき、3回にわたる精力的な調査を経て、先ほど調査結果について柴田委員長から丁重かつ詳細なご報告をいただいたところです。</p> <p>議員各位をはじめ、関係した皆様方にこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日、この後の日程において、水道料金審議会の答申を尊重するとともに、住民の皆様及び水道料金等調査特別委員会の委員の皆様からの貴重なご意見を踏まえた中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を提案させていただくこととしておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び認定等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これをもちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第5 報告第1号「平成30年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>(加藤企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○加藤企業局長		<p>ただいま上程されました報告第1号「平成30年度決算に係る資金不足比率」についてご説明申し上げます。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙の監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。</p>

		<p>平成30年度決算における資金不足比率は、マイナス70.1パーセントであり、資金不足の発生はなく本比率は該当いたしません。</p> <p>以上 報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>報告第1号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第6 報告第2号「定期監査報告について」を議題といたします。説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○宮崎監査委員		<p>地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、中空知広域水道企業団の定期監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。</p> <p>監査の対象、監査の範囲、監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>監査の結果につきましては、おおむね適正に執行又は管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務において、契約締結決定書が作成されていないものや契約書の条文中で内容の整理が必要なものが見受けられ、これらについては適切な事務処理をされるよう講評において指導いたしました。</p> <p>また、軽易な事項につきましては監査の過程において、その都度、直接担当職員に是正又は適正な処理方を指導しておりますので内容は省略いたします。</p> <p>以上で報告第2号定期監査報告を終わります。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>報告第2号は、報告済みといたします</p>
○議	長	<p>日程第7 報告第3号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。</p>

		「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第3号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第8 議案第1号「中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (加藤企業局長挙手)
○議	長	局長。
○加藤企業局長		<p>ただいま上程されました 議案第1号「中空知広域水道企業団職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう各法律において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、令和元年6月14日公布の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることとなり、この法改正により地方公務員法の一部が改正され、一般職の地方公務員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人を削ることとされました。</p> <p>この条例は、当該法改正に伴って生じた号ずれに係る条文整備を行うため、条例を改正したいとするものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。</p> <p>第6条の2は、失職の例外に関する規定ですが、第1項で引用している地方公務員法第16条、欠格条項に関する規定ですが、その第1号で規定していた成年被後見人又は被保佐人について削ることとされたことに伴い、第16条第2号が第16条第1号に繰り上がることとなったため、文言を整理するものでございます。</p> <p>附則につきましては、この改正条例につきましては、法の一部の施行日であり、公布の日から起算して6月を経過した日、令和元年12月14日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第1号を採決いたします。 本案を可決することにご異議ありませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号は可決されました。
○議	長	日程第9 議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (加藤企業局長挙手)
○議	長	局長。
○加藤企業局長		ただいま上程されました、議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 給水人口の減少や施設・設備の老朽化など、取り巻く環境の変化に伴い、今後の経営が大変厳しくなる見通しであることに鑑み、昨年2月策定の水道事業経営戦略に基づき、適正な水道料金のあり方について中空知広域水道企業団水道料金審議会に諮問し、本年6月18日に答申を受けたことから、当企業団ではこの答申を尊重した水道料金の見直し案をとりまとめたところでございます。 この見直し案につきましては、意見公募や住民説明会を実施し、住民意見を聴取するとともに、企業団議会においては先ほど委員長から報告いただきましたとおり調査特別委員会が設置され、慎重かつ精力的なご調査をいただいたところでございます。 この条例は、当該水道料金見直し案に基づき水道料金を改定するとともに、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う指定給水装置工事事業者指定更新手数

	<p>料の設定及び水道事業経営戦略に基づく新たな財源確保策としての証明書の交付等に関する手数料の新設等のため、中空知広域水道企業団水道事業給水条例を改正したいとするものでございます。</p> <p>改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料の1ページ目をお開き願います。</p> <p>第33条は手数料に関する規定ですが、第1項において証明書の交付等に関する手数料について、手数料の徴収時期を証明書の交付の際としたいとするもので併せて第2項として手数料の不還付の原則について規定するものでございます。</p> <p>第37条は給水装置の基準違反に対する措置の規定ですが、第1項において引用している水道法施行令第5条の規定が、水道法の一部改正に伴う整備政令の施行に伴い、第6条に繰り下げられたことに伴う所要の文言整理でございます。</p> <p>別表第2は水道料金の額について規定したのですが、家事用・業務用・浴場用・臨時用ともに基本料金及び超過料金について、平均改定率6パーセントに消費税等の税率改定分2パーセントを含めまして、それぞれ平均約8パーセント引き上げることとして改定したいとするものでございます。</p> <p>2ページ目をお開き願います。</p> <p>別表第3は手数料の種類と額を規定したのですが、従前の指定給水装置工事事業者の指定1件につき10,000円ですが、これに加えて水道法の一部を改正する法律により新たに制度化された、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料として1件につき8,000円として新たに追加したいとするものでございます。</p> <p>3ページ目をお開き願います。</p> <p>経営戦略における財源確保策として、6の項証明書の交付手数料1通につき500円、7の項公簿・公文書又は図面の閲覧手数料1件につき350円、8の項公簿・公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料1通につき500円の手数料を新たに徴収することとして規定を追加したいとするものでございます。</p> <p>附則につきましては第1項において、この改正条例について令和2年4月1日から施行することとし、ただし書として指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料について公布の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>また、第2項として水道料金の改定について4月1日以降に新たに使用開始するものを除き、4月に行う検針に係る料金は旧料金のままとし、5月以降に行う検針分から新料金を適用する旨の経過措置でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p>
○議 長	<p>(なしの声あり)</p>
○議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議 長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p>

		(なしの声あり)
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第2号を採決いたします。 本案を可決することにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第2号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第10 認定第1号「平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業	長	<p>平成30年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしました。審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。</p> <p>当企業団は、平成18年度の統合より13年が経過し、この間、末端給水事業への事業変更、料金統一などを行いながら、「安全で安心な水を、安定して安価で提供する」ことを基本理念に、効率的な事業運営に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、給水人口が年々減少していく中、浄水場施設も平成2年竣工より29年が経過するとともに、構成市町から引継ぎを受けた配水管についても法定耐用年数の40年を経過する経年管等が増加してきているところです。</p> <p>また、近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨による水害などの想定を超える自然災害が頻発しており、昨年は道内においても北海道胆振東部地震が発生し、幸い当企業団は水道施設や管路等の被害はなく、その後の大規模停電においても自家発電設備による対応により事なきを得たものの、水道インフラを維持していく重要性を改めて認識したところであります。</p> <p>こうした現状を踏まえ、50年後、100年後の水道事業を見据え、当面の間に取り組むべき課題に対応していくため、当企業団最上位の計画として位置付ける中空知広域水道企業団水道事業ビジョンを策定し、その下位計画である水道事業経営戦略による方針に基づく適正な水道料金のあり方の検討に着手するとともに、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、将来への負担を先送りすることなく計画的に更新を進めながら、安全で安心な水の供給に努め、地域の社会的インフラとしての責務を担ってまいりました。</p> <p>はじめに配水量についてですが、年間総配水量は721万2,794立方メートル、1日平均配水量1万9,761立方メートルとなり、業務の予定量として</p>

	<p>予算に決めました年間総配水量716万6,000立方メートルの予定量を上回る結果となりました。</p> <p>次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では収入16億173万円、支出15億1,335万円で、収支差引では8,838万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金7億221万円と合わせた当年度未処分利益剰余金は7億9,059万円となったところです。</p> <p>なお、給水収益の現年度分収納率については、前年度の96.4パーセントを1.9ポイント下回る94.5パーセントとなったところです。</p> <p>資本的収支では収入3億1,446万円、支出11億2,564万円で収支差引では8億1,118万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。</p> <p>以上、平成30年度水道事業の決算大綱を申し上げますが、今後におきましても経営の健全化に努め、水道事業の使命達成に努める所存であります。</p> <p>なお、決算の詳細につきましては担当より説明させていただきますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。以上です。</p> <p>(加藤企業局長挙手)</p>
○議長	局長。
○加藤企業局長	<p>それでは認定第1号、平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。</p> <p>決算書の2ページ、3ページをお開き願います。</p> <p>決算報告書でございます。消費税及び地方消費税込みで記載しております。</p> <p>収益的収入及び支出の「収入」でございます。</p> <p>1款 水道事業収益 決算額17億1,154万5,914円、執行率100.5パーセント、1項 営業収益 執行率99.9パーセント、2項 営業外収益 執行率104.5パーセント、3項 特別利益 執行率21万9,852.1パーセントでございます。</p> <p>次に「支出」でございます。</p> <p>1款 水道事業費用 決算額15億6,898万4,731円、執行率95.0パーセント、1項 営業費用 執行率95.5パーセント、2項 営業外費用 執行率89.4パーセント、3項 特別損失、4項 予備費の支出はございません。</p> <p>4ページ、5ページをお開き願います。</p> <p>資本的収入及び支出の「収入」でございます。</p> <p>1款 資本的収入 決算額3億1,446万8,471円、執行率95.0パーセント、1項 企業債 執行率93.3パーセント、2項 出資金 執行率100.0パーセント、3項 補償金 執行率102.5パーセント、4項 分担金の収入はございません。</p> <p>次に「支出」でございます。</p> <p>1款 資本的支出 決算額11億2,564万3,615円、執行率96.6パーセント、1項 建設改良費 執行率95.3パーセント、2項 企業債償還金 執行率100.0パーセント、3項 予備費の支出はございません。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億1,117万5,144円につ</p>

いては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で4,975万3,398円、過年度分損益勘定留保資金3億8,785万5,524円及び当年度分損益勘定留保資金3億7,356万6,222円で補填いたしました。

7ページをお開き願います。

財務諸表の損益計算書であります。消費税及び地方消費税抜きで記載しております。

1の営業収益ですが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして14億4,612万3,149円、2の営業費用では、(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして14億5,203万8,466円、営業損失は591万5,317円となりました。3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして1億5,341万3,707円、4の営業外費用では(1)支払利息及び企業債取扱諸費、及び(2)雑支出を合計いたしまして6,131万6,987円、営業外収支の差引で9,209万6,720円の営業外利益となり、経常利益については8,618万1,403円となりました。5の特別利益については過年度損益修正益が219万8,521円、合わせて当年度純利益は8,837万9,924円となり、前年度繰越利益剰余金7億221万7,524円を合計いたしまして当年度未処分利益剰余金は7億9,059万7,448円となったところでございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

剰余金計算書でございます。最初に「資本金の部」でございます。

自己資本金については各構成団体からの出資金6,268万4,905円を受入し、当年度末残高71億3,912万5,815円となりました。

次に「利益剰余金の部」でございます。

利益剰余金については、未処分利益剰余金に当年度純利益8,837万9,924円を増額し、当年度未処分利益剰余金は7億9,059万7,448円となりました。

次に剰余金処分計算書でございますが、処分予定額はございません。

次に10ページ、11ページに記載しております貸借対照表については、所定の書式に基づき記載してございますのでお目通し願います。

13ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらも所定の書式に基づき記載しておりますのでお目通し願います。

14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出明細については、消費税及び地方消費税抜きで主なものをご説明いたします。

最初に「収入」でございます。

1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益13億6,221万3,315円、収納率は3月末で94.47パーセント、5月末で99.23パーセントとなりましたが、先ほど決算大綱で説明いたしました3月末の収納率については、各金融機関からの口座引落とし水道料金の企業団指定金融機関への振込みが、土日の関係で4月1日以降になる場合があるため、前年比が大きく増減する場合がありますが、5月末での収納率を比較しますと昨年度の収納率99.24パーセントとほぼ同水準を確保したところでございます。

2目 受託工事収益606万800円、給水工事の設計・審査手数料などでございます。

3目 その他の営業収益7,784万9,034円、構成3市1町からの下水道使用料賦課徴収業務の事務費負担金などでございます。

2項 営業外収益、2目 負担金2,850万1,896円、構成3市1町からの負担金で、企業債借入利息分440万586円、水道料金福祉減免補填分2,402万4,778円などでございます。

3目 長期前受金戻入1億2,400万2,905円、固定資産に係る補助金等についての減価償却費に見合う分の収益でございます。

3項 特別利益、1目 過年度損益修正益219万8,521円、過年度に及ぶ重複納付又は還付未済について、次年度への滞納繰越額から控除されていなかったの、正しい金額に修正すべく調定額を増額することによる修正益でございます。

15ページに入りまして、「支出」でございます。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、2目 原水及び浄水費2億9,692万2,788円、浄水場運転管理委託料、維持管理費などでございます。

16ページをお開き願います。

3目 配水及び給水費1億3,525万6,360円、配水及び給水管の修繕費、各ポンプ場の維持管理費などでございます。

4目 受託工事費433万2,942円、受託工事担当職員の人件費及び工事請負費などでございます。

続きまして17ページにわたりますが、5目 業務費1億3,973万7,694円、水道料金の賦課徴収に係る経費として料金担当職員の人件費、納付書等の印刷代、郵送料、メーター検針委託料などでございます。

6目 総係費6,720万1,738円、総務担当職員の人件費及び各営業所に使用に係る負担金などでございます。

18ページをお開き願います。

7目 減価償却費7億4,307万7,098円、浄水場施設、送水・配水管等の減価償却費でございます。

8目 資産減耗費6,514万3,822円、配水管等の除却費でございます。

2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費6,074万3,270円、企業債償還利息でございます。

3項 特別損失、1目 過年度損益修正損及び4項 1目 予備費の支出はございませんでした。

19ページに入りまして、資本的収入及び支出明細については、消費税及び地方消費税込みの金額でご説明申し上げます。

最初に「収入」でございます。

1款 資本的収入 1項 1目 企業債2億3,330万円、施設整備事業に係る企業債でございます。

2項 1目 出資金6,268万4,905円、構成3市1町からの出資金で、企業債元金分でございます。

3項 1目 補償金1,848万3,566円、道路事業関連の配水管布設替に係る補償金でございます。

続きまして20ページをお開き願います。

「支出」でございます。

1款 資本的支出、1項 建設改良費 1目 施設整備費6億5,532万7,711円、浄水場施設改修、配水管の新設改良工事費などでございます。

	<p>2目 量水器費1億1,099万7,120円、検満量水器の取替えに伴う委託料、材料費でございます。取替台数は4,119台でございます。</p> <p>3目 固定資産取得費790万4,640円、全有機炭素計等の購入費でございます。</p> <p>21ページに入りまして、2項 1目 企業債償還金3億5,141万4,144円、元金償還分でございます。</p> <p>3項 1目 予備費の支出はございませんでした。</p> <p>以下、23ページについては「出資金及び負担金明細書」、24ページ、25ページは「固定資産明細書」、26ページから31ページは「企業債明細書」、32ページは「注記表」となっております。</p> <p>33ページ以降については「事業報告」を記載してございますので、いずれもお目通し願います。</p> <p>以上、平成30年度決算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
○議 長	<p>次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○議 長	<p>宮崎監査委員。</p>
○宮崎監査委員	<p>地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました中空知広域水道企業団の平成30年度水道事業会計の決算について審査を行ないましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。</p> <p>審査の対象につきましては、平成30年度水道事業会計の決算書及び決算関係書類について審査いたしました。審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>審査の結果につきましては、決算書、財務諸表、附属書類及び関係諸帳簿など照合の結果、正確であり、かつ、予算に対し適正に執行されており、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。</p> <p>監査意見でございますが、決算をみますと、損益計算書において収益合計額が前年度と比べ911万7,000円、0.6パーセント減の16億173万5,000円、費用合計額が前年度と比べ2,057万1,000円、1.3パーセント減の15億1,335万5,000円で、収支は前年度と比べ1,145万4,000円、14.9パーセント増の8,838万円の純利益となったところであり、昨年度を上回る利益額を計上しております。</p> <p>資金の状況については、業務活動で6億8,499万4,000円の資金が生じ、設備投資や企業債を償還したのち、前年度と比べ資金が7,642万8,000円減少し、期末残高は12億4,305万3,000円となっておりますが、短期債務に対する支払能力を表す流動比率が379.3パーセントと100パーセントを上回っている状態が続いていることから、今後も大きく資金が減少することのないよう引き続き安定的な資金運営に努められたい。</p> <p>収入の根幹をなす給水収益をみますと、人口減少による契約者数の減少から、前年度と比べ1,195万8,000円減の13億6,221万3,000円となり、今後においても減収が続いていくものと考えられます。また、営業費用が</p>

		<p>営業収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率については、前年度は100パーセントを上回っていましたが、当年度では99.5パーセントと減少しております。有収率については、前年度より0.6ポイント減の82.7パーセントとなっているので、状況の改善に向け引き続き努められたい。</p> <p>企業債の平成30年度末残高は36億2,683万4,000円と前年度と比べ1億1,811万4,000円の減となり、また、企業債元金の償還額は3億5,141万4,000円と前年度と比べ1億8,357万5,000円の減となったところであり、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も47.3パーセントと前年度より21.4ポイントが減少し、内部留保資金による償還能力が高くなってきております。</p> <p>今後も水道施設の老朽化に伴う費用の増加など経費削減が困難な状況が続くと考えられますが、計画的な経営の効率化と健全な財政運営に努められ、引き続き安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待するものであります。</p> <p>なお、審査の概要につきましては2ページ以降に記載のとおりでございますが、2ページには業務の実績、3ページから4ページには予算の執行状況、5ページから7ページには経営成績、8ページから10ページには財政状態、11ページには建設投資について記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>また、12ページ以降につきましては、損益計算、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表を参考資料として記載しておりますのでお目通しを願ひまして、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上申し上げます、決算審査報告を終わります。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、認定第1号の認定について採決いたします。</p>
○議	長	<p>本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>○議 長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。</p>
<p>○議 長</p>	<p>これをもちまして、令和元年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>

閉会午前10時47分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員